㈢ 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けていない都道府県等（都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市をいう。）により行われるもの（㈣から㈥まで、次項及び第三項に規定するものを除く。）	二分の一
㈣～㈥ （略）	（略）

2～5　（略）

（令第一条第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物）

第二条　令第一条第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、横断歩道橋、防護施設及び道路を横断して設ける道路標識とする。

（道路法施行規則の一部改正）

第三条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（道道又は道の区域内の市町村道の改築の要件）	（道道又は道の区域内の市町村道の改築の要件）
第十条　令第三十四条の二の三第一項第二号ニの国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。	**第十条**　令第三十四条の二の三第一項第四号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
（令第三十四条の二の三第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物）	（新設）
第十一条　令第三十四条の二の三第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、横断歩道橋、防護施設及び道路を横断して設ける道路標識とする。	**第十一条**　（略）
第十二条　（略）	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の規定は、平成三十年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成二十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成二十九年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で平成三十年度以降の年度に繰り越されたもの及び平成二十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。